第３１回たつの市農業委員会総会（６月定例会）議事録

令和 5 年 6 月 27 日（火）午前 10 時から第 31 回たつの市農業委員会総会（6 月定例会）を新館 3 階 301・302 会議室において招集した。

出席委員１６名　欠席委員　２名

1	上田　常雄	2	八木　正邦	~~3~~	~~永富　元~~	4	右田　太郎
5	岩田きん子	6	三村　誠	7	丸山　忠昭	~~8~~	－
9	小河　純一	10	水田　達實	11	山本　哲也	12	真殿　利晴
13	宮本　峰男	14	保田　義一	15	緒方　光男	16	猪澤　敏一
17	長谷川澄男	18	髙見　昭義	~~19~~	~~大橋　正典~~		

事務局の出席者　3 名

局 長	大野　泰弘	主　幹	井口　大介	副主幹	近藤　由香

１　開　　会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第 31 回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 16 名でありますので､農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

尚、3 番永富委員及び 19 番大橋委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・利用目的の変更届について

・農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用の届出について

・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定の届出について
・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3　会議宣告
○議長（猪澤敏一委員）
これより会議に入ります。
日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。
たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、9 番小河純一委員、10 番水田達實委員にお願いします。
（「はい」）との声）

次に、日程第 2「同意第 3 号　農業委員会委員辞任の同意を求めることについて」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）
「同意第 3 号　農業委員会委員辞任の同意を求めることについて」
6 月 1 日付けで大橋委員から市長宛てに令和 5 年 6 月 30 日をもって農業委員会委員を辞したい旨の辞任届が提出されました。
このことについて、市長から農業委員会への諮問がありましたので、農業委員会において諮り、答申書を提出する必要がございます。
辞任の理由は、[redacted]委員としての活動を続けることができない状況であると確認しております。
農業委員の辞任の要件として、辞任について正当な事由があり、市長及び農業委員会の同意を要すると「農業委員会等に関する法律」（以下「法」という。）に規定されています。
辞任の理由が正当であるかどうかは、市長及び農業委員会が社会

通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきものでありますが、この度は、[redacted]
正当な事由として認められるものでございます。
農業委員会の同意は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行います。
また、大橋委員の辞任が認められた場合、欠員が生じます。法令上、農業委員会委員の補充が必要な場合に関する規定はございません。そのため、必ずしも欠員を補充する必要はないとされています。
揖保川地区の農業委員、農地利用最適化推進委員に打診したところ、残りの任期である１２月１９日までの数か月間は、現委員でカバーするとの回答をいただきましたので、事務局としては、任期満了日までは欠員補充をしない方向で考えております。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり。）
ご発言がないので、原案のとおり同意することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
ご異議なしと認め、「同意第 3 号」は原案のとおり同意されました。

次に、日程第 3「同意第 4 号　農業委員会委員辞任の同意を求めることについて」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）
「同意第 4 号　農業委員会委員辞任の同意を求めることについて」
6 月 1 日付けで永富委員から市長宛てに令和 5 年 6 月 30 日をもって農業委員会委員を辞したい旨の辞任届が提出されました。
このことについて、市長から農業委員会への諮問がありましたので、農業委員会において諮り、答申書を提出する必要がございます。
辞任の理由につきましては、[redacted]

[redacted]今後、委員活動を続けることはできない状況であると確認しております。

農業委員の辞任の要件として、辞任について正当な事由があり、市長及び農業委員会の同意を要すると法に規定されています。

辞任の理由が正当であるかどうかは、市長及び農業委員会が社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきものでありますが、この度は、[redacted]正当な事由として認められるものでございます。

農業委員会の同意は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行います。

また、永富委員の辞任が認められた場合、欠員が生じます。法令上、農業委員会委員の補充が必要な場合に関する規定はございません。そのため、必ずしも欠員を補充する必要はないとされています。

揖保川地区の農業委員、農地利用最適化推進委員に打診したところ、残りの任期である１２月１９日までの数か月間は、現委員でカバーするとの回答をいただきましたので、事務局としては、任期満了日までは欠員補充をしない方向で考えております。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

○委員 A

事務局の説明を聞いて、問題はないと思いますけど、揖保川地区の委員さんの役割分担が大分増えます。確認事項とか調査にまわるのに、今までの自分のエリアより遥かに広いエリアを回らなければならないが、後半年間大丈夫ですか？

○委員 B

揖保川地区の現委員だけでやることに決めました。今までやってくれた委員が農地パトロール等もフォローしますと言って頂いて

ます。１２月までは、アドバイスをもらいやっていきますので、よろしくお願いします。

○委員 C
　その地区の農地をよくわかっている方の協力体制が確認できているのですね。

○委員 B
　はい。

○議長（会長）
　その他ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり。）
　ご発言がないので、原案のとおり同意することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
　ご異議なしと認め、「同意第 4 号」は原案のとおり同意されました。

　次に、日程第 4「議案第 199 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）
「議案第 199 号　非農地証明願の承認について」
　農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 4 件出ておりますので、ご説明いたします。
　1 件目の願い出地は、揖西町[redacted]の登記地目・畑で現況は原野、面積は 109 ㎡です。願い出人は、[redacted]、約 60 年前から耕作しておらず現在に至っており、原野化しているものです。この度、相続財産清算人の業務として土地を処分する必要があるため、地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。
　20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も原野であることを確認しましたので、

農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、揖保町[redacted]の登記地目・田、現況は道路、面積は 36 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和 40 年頃から道路として利用し現在に至るものであり、この度、所有権を移転するため土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も道路であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、新宮町[redacted]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は合計 90.89 ㎡です。願い出人は、[redacted]、平成 10 年に自宅を建築し現在に至るものであり、この度、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、建物の全部事項証明書において、平成 10 年に居宅を新築していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、御津町[redacted]の登記地目・畑で現況は雑種地、面積は 59 ㎡です。願い出人は、[redacted]、平成元年頃から耕作しておらず雑草等が生い茂っているものでございます。この度、売却のため土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、地元自治会長からの証明により、平成元年頃から耕作しておらず、現在に至っていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませ

んか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 199 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 5「議案第 200 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 200 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 14 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で面積は 247 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲受人は、この地域の耕作地を増やしたいため、譲渡し人へ農地の取得を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は 957 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲受人は、この地域において農地を取得し耕作したいと考え、譲渡し人へ農地の取得を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は 2,121 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、高齢等の理由により、農地を手放したいと考えたところ、この度、譲受人へ農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は 1,047 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、県外在住であり、以前から農地を手放したいと考えていたところ、譲受人へ農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は 1,019 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、農地を手放したいと考えていたところ、譲受人へ農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は合計 2,031

㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、農地を手放したいと考えていたところ、譲受人へ農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の申請地は、誉田町[redacted]の田で面積は 474 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲渡し人は、譲受人の父親にこの農地を貸出していたが、この度、譲受人が、この農地を取得したいと考え、譲渡し人との話し合いの結果、譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、現在この農地を耕作しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

8 件目の申請地は、龍野町[redacted]の田で面積は 470 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、農地を手放したいと考えていたところ、この度、農地を取得したいと考えていた譲受人へ農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、農業経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

9 件目の申請地は、誉田町[redacted]の田で面積は合計 934 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲受人は、子どもが地縁者住宅を建てるた

め農地の取得について譲渡し人と合意に至ったが、その残地の農地について譲受ることで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、農業経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

10 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積合計3,626 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は、[redacted]、譲渡人は遠方に住んでいるため農地の管理が難しく、周辺の田を耕作している親族へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は市外に住んでいますが、実家の農業を手伝っており自治会の溝掃除にも参加しているとのことです。実家近くの農地を取得し、祖父と共に農業を行うとのことであり、必要な農機具も確保できており、今後、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

11 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は合計3,111 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は、[redacted]、譲渡人は高齢であり農地の管理が難しく、親族へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は農業経験があり、必要な農機具も確保予定であるとのことです。地元の農業者の協力も得ることとなっており、今後、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

12 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は合計 760 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、空家に付随する農地として耕作している土地を取得するもので

ございます。
　譲受人は適正に農地を管理しており、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　13 件目の申請地は、揖保川町[redacted]の田で面積は 79 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、高齢であり、農地の管理が難しいため、この度、周辺の田を耕作している譲受人へ農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。
　14 件目の申請地は、揖保川町[redacted]の畑で面積は 280 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲受人は、この地域に移り住むため、譲渡し人から空家を取得したが、この度、農地についても譲受けることで合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、農業経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。
　よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 200 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 6「議案第 201 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 201 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 4 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、誉田町[redacted]の田で面積は合計 2,121 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲渡し人は農地の管理が難しいため、この地域で耕作している譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 1,657 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲渡し人の土地と譲受人の土地はあいまちであるが、この度、あいまちの譲受人の土地と譲受人の自宅に隣接する譲渡し人の土地を交換することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

3 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 858 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人の土地と譲受人の土地はあいまちであるが、こ

の度、このあいまちの譲渡し人の土地と譲渡し人の自宅に隣接する譲受人の土地を交換することで合意に至ったものでございます。
　譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
　4 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は合計1,891 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、高齢等の理由により、農業をすることが難しいため、現在、農地を耕作している娘に農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、現在の耕作者であり、必要な農機具も確保できています。自宅からは離れているが、実家及び農地は、譲受人の通勤途中にあるため管理は可能であるとのことですので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。
　よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 201 号」は原案のとおり承認されました。

　次に、日程第 7「議案第 202 号　農地法第 5 条の規定による使用

目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 202 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 1 件でていますので、ご説明いたします。

申請地は、御津町[redacted]の田で、面積は 432 ㎡です。農地区分は住宅等が連たんする区域に近接（おおむね 500m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10ha 未満の第 2 種農地（2-(3)）と判断します。

申請人は、借受人が[redacted]、貸出人は[redacted]、転用目的は、実家近くの父が所有する農地を借受け、住宅を新築するものでございます。

なお、当該地は、市街化調整区域でございます。

土地の造成期間は、60 日間、住宅の建設期間は、180 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の書面にて必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請済でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 202 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 203 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 203 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 2 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、龍野町[redacted]の田で、面積は、925 ㎡、農地区分は公共施設等から至近距離（おおむね 300m 以内）の第 3 種農地（3－(2)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

工事計画は、令和 5 年 11 月 15 日から 14 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、誉田町[redacted]の田で、面積は合計 169 ㎡、農地区分は第 1 種農地ですが、住宅を建設するため集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由（⑤-5）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]

[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、実家の隣接農地を取得し、地縁者住宅を新築するものです。

なお、当該地は、市街化調整区域でございます。

土地の造成期間は、許可後 60 日間、住宅の建設期間は、造成後 120 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請済でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 203 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 204 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 204 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」

5 条所有権移転・贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いた

します。
申請地は、揖保町[redacted]の田で、面積は 773 ㎡となっております。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由（⑤-5）に該当すると判断します。
申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、[redacted]駐車場が不足しているため露天駐車場として利用するものでございます。
土地の造成期間は、令和 5 年 9 月 1 日から 90 日間、施設の整備期間は、12 月 1 日から 30 日間でございます。
必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
法定外改築申請手続きも進めており、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。
よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第 204 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

4　閉会宣告
○議長（猪澤敏一委員）
以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の

定例会を閉じます。

閉会宣告　午前１０時４５分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 6 月 27 日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（9 番小河純一委員）

議事録署名委員
（10 番水田達實委員）